

失業者の退職手当の追加給付について

1 概要

地方公務員は、一般的には雇用保険法の適用除外となっておりますが、退職時に支給された「退職手当」の額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業しているときは、その差額分が「失業者の退職手当」として支給されます。

「失業者の退職手当」の給付額の算定の際に、厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査の平均給与額の増減の状況等を用いていますが、厚生労働省において毎月勤労統計調査に関する不適切な取扱いがあったことが判明しました。

このことに伴い、本県の「失業者の退職手当」を受給した方について、給付額を再計算した結果、一部の方に追加給付を実施することとなりました。

2 追加給付の対象者

平成 16 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 17 日までの失業期間について、本県から「失業者の退職手当」を受給した方のうち、給付額の再計算により差額が生じた方。

3 追加給付の手続き

追加給付の対象となる方に対して、「失業者の退職手当追加給付支給に係るお知らせ」を発送しておりますので、同封の「失業者の退職手当追加給付申請書」に必要事項を記載のうえ、ご返送ください。

なお、受給当時の住所にお送りしておりますので、転居等によりお知らせが届いていない方は、受給当時の支給通知書等をお手元にご準備いただき、下記の各お問い合わせ先へご連絡ください。

4 提出先・お問い合わせ先

退職時に勤務されていた所属ごとに、提出先・連絡先が異なります。

< 県立学校または平成 28 年度まで神戸市立学校（高校除く）に勤務されていた方 >

住所 : 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 3号館 11階
兵庫県教育委員会事務局教職員課給与班

電話 : 078-362-3752

< 阪神管内の市町立学校（定時制ではない高校除く）に勤務されていた方 >

(尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、猪名川町)

住所 : 〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-28 兵庫県西宮庁舎 3階
阪神教育事務所総務課総務担当

電話 : 0798-39-6152

<播磨東管内の市町立学校（定時制ではない高校除く）に勤務されていた方>

（明石市、加古川市、三木市、小野市、加西市、西脇市、高砂市、
加東市、多可町、稲美町、播磨町）

住所：〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 加古川総合庁舎 9階
播磨東教育事務所総務課総務担当

電話：079-421-9412

<播磨西管内の市町立学校（定時制ではない高校除く）に勤務されていた方>

（姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、神河町、市川町、福崎町、
太子町、上郡町、佐用町、宍粟市）

住所：〒670-0965 姫路市東延末三丁目 12 番地 姫路白鷺ビル 8階
播磨西教育事務所総務課総務担当

電話：079-281-9581

<丹波管内の市立学校に勤務されていた方>

（丹波篠山市、丹波市）

住所：〒669-2341 丹波篠山市郡家 451-2 兵庫県篠山集合庁舎 1階
丹波教育事務所総務課総務担当

電話：079-552-7487

<但馬管内の市町立学校に勤務されていた方>

（豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市）

住所：〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町 7-11 豊岡総合庁舎 4階
但馬教育事務所総務課総務担当

電話：0796-26-3773

<淡路管内の市立学校に勤務されていた方>

（洲本市、淡路市、南あわじ市）

住所：〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋 2 丁目 4 番 5 号 兵庫県洲本総合庁舎 3階
淡路教育事務所総務課総務担当

電話：0799-26-3203